

## 住民監査請求（市道の管理）の監査結果について（概要）

次のとおり、平成 27 年 11 月 16 日に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人（1 人）に通知した。（却下、監査結果は同年 11 月 30 日決定）

### 1 請求の内容

#### （1）請求の要旨

##### ア 請求の要旨

- （ア）住吉区の市道部分の不法占用に関して、大阪市は公用公物である市道の管理（財産的価値の回復）を適切に行え。
- （イ）大阪市は住吉区の市道復旧工事が円滑に行われるように道路管理者の有する行政権を適切に行使し、公用公物である市道の管理（占有者負担の維持管理）を適切に行え。
- （ウ）住吉区の市道部分の不法占用につき、大阪市は不法占有者に対し行政上の強制手段を適切に行使せよ。

##### イ 請求の理由

- ・市道における道路修繕工事が、近隣住民の妨害により 3 年以上にわたり延期せざるを得ない異常な事態となっている。これは、舗装復旧影響範囲が妨害者の所有地に一部がかかっており、工事妨害者が放置した動産を一切移動せず、勝手に移動させることも認めないと主張したため、作業に着手できないためである。  
これらの動産は、国土交通省の指針上の「支障の程度が大きいもの」に該当する。
- ・不法占有者は道路法の規定に違反しており、道路管理者は第 71 条に基づき監督処分ができる。したがって、道路管理者は不法占有行為の中止、工作物その他物件の改築、移転、除去、道路の原状回復を命じることができる。  
しかし、大阪市は工事期間延長の願い出に対して漫然と 7 回も道路占用許可を与え、しかも、平成 27 年 10 月 31 日に期限切れとなった 7 回目の道路占用許可に続いて、不法占有者に対してなんら措置を行わず、同年 11 月 4 日付けで工事期間延長の道路占用許可を行っており、公有公物である市道の財産管理、維持管理が全くなされていないと言わざるを得ない。
- ・大阪市は道路管理者として適切に行政権を行使して不法行為者による道路の不法占用を排除し、公用公物である市道の維持管理、市有財産管理の適正化、計画工事の円滑な実施完了に努める義務がある。

### 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求において、請求人は、不法占用を解消し、不法占有者に対して行政上の強制手段を行使すること、及び当該市道で行われる復旧工事を円滑に行うよう道路管理者としての責務を果たすことを求めているが、当該復旧工事については、平成 27 年 11 月 20 日に、使用許可を受けた事業者が発注した工事業者により実施されたこと、不法占用と請求人が主張している事象も要件審査時点では解消されていることがそれぞれ確認できた。

そうしたことから、請求人の主張する当該行為等は解消されており、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。